

謝

謝 頌 書

- 一、正月二日下シタ一割ヲ約束シ履行サレ、割使下ヲ解除サレタシ
- 二、月休ノ撤廃ヨラレタシ
- 三、退職手当ヲ左記ノ如ク決定サレタシ
 - 甲、未滿一ヶ月以上
 - 一年以上ハ二ヶ月ヲ増ス毎二日給ニ日分
 - 乙、年二回ノ昇給ヲ左ノ如ク制定サレタシ
 - 男、二回以上五割、二回以下十割、女、八十歳以上三割、八十歳以下五割
 - 丙、年(南(金澤)ノ)手當ヲ退職ニ同日以テ支給サレタシ
 - 丁、春秋二回(慰安会)ヲ開キ日給金額ヲ付シ全一封支給サレタシ
 - 五、食堂費支給ヲ改革シ衛生設備ヲ完備サレタシ

東京製紙工業所

従業員一同

東京製紙代表者

山口貞亮 敬

勞務第二一四四号

昭和六年六月一日 警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏 敬
社 會 局 長 官 殿

東京製紙工業所勞働爭議ニ関スル件 (競二報)

此爭議前報(五月廿六日勞務第二〇四号)後、状況左記、

通

記

一、労働者側

〓 五月廿四日播ケ各ニ五七職工長澤方ヲ暫定の爭議因本部ト

決定ス

〓 五月廿四日工場附近ニ

6. 6. 5
25-62